

# **外国人留学生奨学金 支給規程**

**公益財団法人亀井記念財団**

**平成25年2月19日現在**

公益財団法人 亀井記念財団  
外国人留学生奨学金支給規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人亀井記念財団（以下「当財団」という。）の定款第4条第1号に規定する事業を行うにあたり、外国人留学生に対する奨学金の支給に関し、必要な事項を定めることにより公正で適切な奨学金支給事業を行う事を目的とする。

第2章 募 集

(募集方法)

第2条 奨学生の募集は、理事会及び評議員会で承認された事業計画（以下「事業計画」という。）に基づき、応募に必要な書類を各学校へ送付して行う。

(対象学校)

第3条 募集対象学校は、事業計画で定めた学校のとおりとする。

(募集人員)

第4条 募集人員は、事業計画で定めた人員のとおりとする。

第3章 応 募 ・ 出 願

(応募資格)

第5条 当財団の支給奨学金を受けるためには、次に定める応募資格に該当しなければならない。

- (1) 事業計画で定めた学校に在籍する外国国籍の私費留学生で、大学院及び4年制大学の学生（ただし、4年制大学の場合、3学年生以上）
- (2) 人物に優れ学業成績が優秀で、学資負担が困難な学生

(出願)

第6条 出願には、当財団所定の奨学生申込書（願書・推薦調書）（以下「奨学生申込書」という。）に担当指導教官の推薦書を添付し、校長の推薦を受けなければならない。ただし、担当指導教官がない場合は、学生課等の推薦書をもって担当指導教官の推薦書に代える事ができる。

- 2 校長は、奨学生申込書を提出した学生が、前条第2号の定めに抵触していないか及びに担当指導教官の推薦書を確認後、当財団が定める期日まで、奨学生申込書と担当指導教官の推薦書を当財団へ送るものとする。

#### 第4章 選考及び採用

(選考)

第7条 選考は、書類選考及び面接選考とし、外国人奨学生選考委員会が行う。

- 2 選考の可否の要素は、奨学生選考委員会運営規程の奨学生選考基準のとおりとする。

(採用可否の通知)

第8条 採用の可否は、校長及び本人あてに行う。

- 2 採用通知を受けた者は、当財団所定の誓約書を当財団あてに提出しなければならない。

(選考結果の公表)

第9条 奨学生の選考結果は、公益法人認定の基準により、公表する。ただし、個人名及び学校名は公表しない。

#### 第5章 奨学生の異動

(奨学生の異動)

第10条 奨学生は、次に掲げる事由が発生した時は、遅滞なくその旨を学校を経由し当財団あてに連絡しなければならない。

- (1) 氏名の変更
- (2) 現住所の変更
- (3) 休学及び復学
- (4) 留年

- (5) 長期の欠席及び長期の一時帰国
- (6) 他の学校への転校
- (7) 停学及び退学
- (8) 奨学生を辞退する時

(奨学生の資格喪失)

第 11 条 奨学生が次の掲げる一つに該当すると認められる時は、その状況により在学する校長の意見を聴取して、奨学生の資格を喪失させることができる。

- (1) 事由により修学の見込みがなくなった時
- (2) 事由により帰国する時
- (3) 学業成績又は素行が不良となった時
- (4) 停学・退学の処分を受けた時
- (5) 奨学生申込書に記入すべき事項を故意に記入しなかった事、又は虚偽に記入した事実が判明した時

## 第 6 章 奨学生の支給

(奨学生の支給)

第 12 条 この奨学生は、支給とする。(返済不要)

(支給金額)

第 13 条 支給する奨学生の額は、事業計画で定めた金額とする。

(併給支給の制限)

第 14 条 本人・配偶者・家族の奨学生（他の奨学生）と当財団の奨学生の合計金額が月額 12 万円を超える金額となる場合は、当財団の奨学生を辞退させることができる。

(支給期間)

第 15 条 奨学生の支給期間は、採用年度の 4 月から正規の卒業年度（最短修業年限）までとする。

2 前項の規定に関わらず、秋季入学で 10 月以降採用の奨学生は、採用年の入学月から正規の卒業年月（最短修業年限）までとする。

(支払方法)

第 16 条 支給される奨学生の支払いは、3ヶ月毎にその該当する月の最初の月の5日（当財団が休日の時は翌就業日）に、現金で支給する。

- 2 前項の規定に関わらず、新規採用奨学生については、採用後速やかに、初回支払分として6ヶ月分を現金で支給する。
- 3 奨学生を受取った奨学生は、当財団所定の奨学生支払簿に、受領日並びに受領サインを記載するものとする。

(奨学生の休止及び復活)

第 17 条 奨学生が留年、休学又は1ヶ月を超えて長期欠席をした時及び長期の帰国をした時は、その期間奨学生の支給を休止することができる。

- 2 前項の事由がやんだ時は、在学する学校の校長を経由し、奨学生支給の復活・期間の延長を願い出ることができる。

(奨学生の死亡)

第 18 条 奨学生が死亡した時は、奨学生の資格を喪失し、奨学生の支給を廃止する。ただし、既に支給済みの奨学生については、返還を要しない。

## 第 7 章 罰 則 等

(罰 則)

第 19 条 奨学生申込書に正しく記入すべき事項を故意に記入しなかった事、又は虚偽に記入した事実が判明した時は、奨学生に係る全ての権利を失うとともに、支給した奨学生の総額に、原則としてその期間の金利を加算した合計額について、直ちに返還しなければならない。

2. 前項に適用される金利は、年10%とする。

(卒業論文の提出)

第 20 条 奨学生は、当財団からの奨学生受給が終了し、在籍する学校を卒業又は履修する研究科を終了する時は、卒業論文の写し又はその概要を当財団へ提出しなければならない。

2. 前項の卒業論文を作成しない学生は、自分が大学で学んだ内容を、文書で当財団へ提出しなければならない。

## 第8章 梯 則

(規程の変更)

第21条 この規程の変更は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則 この規程は、平成25年2月19日をもって施行する。